

新宿区障害者自立支援協議会要綱

平成 19 年 3 月 1 日	18 新福障相第 5475 号	部長決定
平成 24 年 4 月 1 日	23 新福障相第 381 号	一部改正
平成 25 年 3 月 29 日	24 新福障相第 1570 号	一部改正
平成 28 年 5 月 23 日	28 新福障相第 311 号	一部改正
令和 2 年 3 月 10 日	31 新福障福第 5881 号	一部改正
令和 3 年 3 月 25 日	2 新福障福第 6840 号	一部改正

(目的及び設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律 123 号)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づく協議会及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 17 条第 1 項の規定に基づく障害者差別解消支援地域協議会として新宿区障害者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域の困難事例への対応のあり方に関する協議、調整
- (2) 新宿区障害者自立支援ネットワークとの連携に関する協議
- (3) 地域の障害者福祉に関する社会資源の開発及び改善の協議
- (4) 相談支援事業の機能強化に関する協議
- (5) 障害を理由とする差別の解消の推進及び権利擁護に関する協議
- (6) その他障害者福祉の推進に係る必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員数以内を区長が委嘱し、又は任命する。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 学識経験者 | 2 名以内 |
| (2) 雇用関係機関の職員 | 2 名以内 |
| (3) 権利擁護関係者 | 3 名以内 |
| (4) 教育関係者 | 1 名以内 |
| (5) 障害者団体の代表者 | 3 名以内 |
| (6) 地域生活支援拠点 | 3 名以内 |
| (7) 相談支援事業者等 | 3 名以内 |
| (8) 地域企業・団体 | 2 名以内 |
| (9) 保健医療福祉関係者 | 3 名以内 |
| (10) 区職員 | 2 名以内 |

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議は、公開とする。ただし、協議会が公開することを不相当と認めるときは、この限りではない。

4 会長は、必要があると認めるときには、委員以外の者を協議会に出席させて意見を聴くことができる。

(除斥)

第7条 委員は、協議内容に利害関係のあるときは、その議事に加わることはできない。

ただし、協議会の同意を得たときには、会議に出席し、発言することができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、第2条に規定する所掌事務に関する事項について協議するため、専門部会を開くことができる。

2 専門部会は、協議会委員で構成し、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会長は、部会に属すべき委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、必要に応じ部会を招集し、協議の経過及び結果を協議会に報告する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を部会に出席させて意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 協議会に関する事務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月12日よりこれを施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日よりこれを施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日よりこれを施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月23日よりこれを施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日よりこれを施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日よりこれを施行する。